

委員会提出議案第 1 号

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

提出者 瑞穂町議会議会運営委員会
委員長 森 亘

（提案理由）

議員の定数減に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会委員会条例（昭和 6 2 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「8 人」を「7 人」に改め、同条第 3 号中「1 5 人」を「1 4 人」に改める。

第 2 5 条の 2 第 3 項中「第 2 5 条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めて期日を告示される一般選挙において選挙された議員の任期の起算の日から施行する。

瑞穂町議会委員会条例 新旧対照表

新	旧
目次 略 第1章 通則 第1条 略 (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第2条 略 (1) 略 (2) 厚生文教委員会 <u>7人</u> 福祉部及び教育委員会に関する事務 (3) 広報広聴委員会 <u>14人</u> 議会の広報広聴に関する事務 第3条から第11条 略 第2章及び第3章 略 第4章 参考人 (参考人) 第25条の2 略 2 略 3 参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)及び<u>前条</u>(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 第5章及び第6章 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日以後初めて期日を告示される一般選挙において選挙された議員の任期の起算の日から施行する。</u>	目次 略 第1章 通則 第1条 略 (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第2条 略 (1) 略 (2) 厚生文教委員会 <u>8人</u> 福祉部及び教育委員会に関する事務 (3) 広報広聴委員会 <u>15人</u> 議会の広報広聴に関する事務 第3条から第11条 略 第2章及び第3章 略 第4章 参考人 (参考人) 第25条の2 略 2 略 3 参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)及び<u>第25条</u>(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 第5章及び第6章 略